

令和4年度建設工事特命随意契約の内容に関する事項

No.	契約番号	工事名	工事場所	業種	契約の相手方		概要	契約金額	工期	随意契約理由
					商号または名称	住所				
1	令和4年度第1-6号	ロクハ浄水場次亜塩素生成装置電極取替工事	草津市追分南四丁目	機械器具設置	株式会社清流メンテナンス	大阪府吹田市垂水町三丁目5番9号	次亜塩素生成装置電極取替1式	15,180,000 円	令和4年6月30日 ~ 令和5年1月31日	次亜塩素生成装置の製造業者(日本カーリット(株))の電極でなければ、生成された次亜塩素酸ナトリウムの品質が保証されない。次亜塩素酸ナトリウムについては、水道法施行規則にて定められた塩素消毒に必要なものであり、常時必要なものであることから、日本カーリット(株)と西日本エリアの次亜塩素生成装置のメンテナンス業務の移譲契約を締結している(株)清流メンテナンスと地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づき、特命随意契約を行う。
2	令和4年度第1-12号	草津市営火葬場火葬炉修繕(その1)	草津市東草津四丁目	機械器具設置	邦英商興株式会社	名古屋市中区志賀町一丁目18番	①火葬炉耐火煉瓦積替工(1、2、3号炉) ②炉内台車修繕 ③エジェクションノズル修繕 ④機器修繕	6,325,000 円	令和4年6月30日 ~ 令和4年9月30日	草津市営火葬場は竣工から40年以上経過しており、定期点検による維持修繕および計画的な消耗機材の取換え等により安全を確保し、日々の火葬業務が滞りなく遂行できるように努めている。火葬炉に使用されている各部品は、一般向けに販売されていないオーダーメイド品であり、特に火葬炉内の耐火煉瓦は、品質改良や実験を繰り返して、本市の火葬炉専用に製造されている物である。その図面や製造方法は耐火煉瓦製造業者と見積依頼業者のみが保有しており、耐火煉瓦の他社への供給は行っておらず、本市の火葬炉の規格に合わない煉瓦を使用すると、既存煉瓦から連鎖して火葬炉本体が崩壊し、火葬業務の停止につながるおそれがある。また、本修繕は、既設の設備や関連機器と密接に関わっており、本修繕を行う者は本市の火葬設備全体を詳細に把握している必要がある。以上の要件を満たすのは、火葬炉や部品の図面等の技術的資料を所持し、火葬設備や設置当初の知識を十分に有する見積依頼業者のみであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特命随意契約を行う。
3	令和4年度第1-17号	北山田浄水場脱水機整備工事	草津市北山田町	機械器具設置	石垣メンテナンス株式会社 大阪支店	大阪市淀川区宮原三丁目3番31号	計装用コンプレッサー、電磁弁盤取替1式	6,875,000 円	令和4年8月30日 ~ 令和5年2月24日	石垣メンテナンス株式会社は、当該脱水機の製造メーカーである株式会社石垣のメンテナンス専門業者であり、当該作業を確実に実施できる唯一の業者であることから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づき、特命随意契約を行う。
4	令和4年度第1-19号	ロクハ浄水場5.2kVA無停電電源装置修繕	草津市追分南四丁目	電気	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 西日本本部	大阪市北区堂島二丁目2番2号	無停電電源装置修繕1式	6,050,000 円	令和4年9月29日 ~ 令和5年1月31日	当該修繕については、装置の一部を取り替えるものである。装置の構造は製造業者独自のものであり、製造業者以外の者に施工させた場合、設備の使用に著しい支障が生ずるおそれがあり、製造業者の保証から外れてしまったため、支障が生じた際の復旧が不可能となることから製造業者である三菱電機の専属のメンテナンス業者である三菱電機プラントエンジニアリングに地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づき、特命随意契約を行う。
5	令和4年度第1-26号	駒井沢2マンホールポンプ場ポンプ更新工事	草津市駒井沢町	機械器具設置	株式会社 田中機電	大津市枝一丁目6番11号	汚水ポンプ交換1基	1,752,300 円	令和4年10月20日 ~ 令和5年2月28日	駒井沢2マンホールポンプ場において、No.2水中汚水ポンプの揚水不良が発生している。当該機器を更新しなければ周辺地域の汚水排水に支障をきたし、ひいては溢水及び各家庭等からの汚水排水が困難となることから、至急の対応が必要となる。このことから、下水道施設維持管理業務(マンホールポンプ場点検・運転管理)の委託業者(大五産業株)の機械部門の協力業者として、今回の故障状況を理解している柳田中機電が迅速かつ確実に施工を行うことができることから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号に基づき、特命随意契約を行う。
6	令和4年度第1-27号	学校空調緊急修繕	草津市青地町他	管	草津市管工事協同組合	草津市草津三丁目10番19号	小学校6校、中学校5校の計11校の空調機器修繕	21,442,850 円	令和4年7月22日 ~ 令和4年10月31日	当該空調機は平成23年から普通教室、特別教室に各学校にて一斉設置しており、設置から約11年以上経過していることから、老朽化により次々と部品の一部が故障している。児童生徒の健康を第一に考え、昨今の常軌を逸する猛暑から守るべく、現在は緊急的に空調設備が正常に稼働している教室へ移動(避難)し、学校運営をしているが、このような対応にも限界があり、健全な学校運営に著しく影響を及ぼしていることから、一刻も早い復旧が求められるため、市内管工事業者によって組織された草津市管工事組合を相手方とし地方自治法施行令第107条の2第1項第5号に基づき、特命随意契約を行う。
7	令和4年度第1-29号	山寺新田1マンホールポンプ場ポンプ更新工事	草津市山寺新田	機械器具設置	株式会社 田中機電	大津市枝一丁目6番11号	汚水ポンプ交換1基	5,156,800 円	令和4年11月8日 ~ 令和5年3月15日	山寺新田1マンホールポンプ場において、No.1水中汚水ポンプの揚水不良が発生した。当該機器を更新しなければ山寺新田全域の汚水排水に支障をきたし、ひいては溢水及び各家庭等からの汚水排水が困難となることから、至急の対応が必要となる。このことから、下水道施設維持管理業務(マンホールポンプ場点検・運転管理)の委託業者(大五産業株)の機械部門の協力業者として、今回の故障状況を理解している柳田中機電が迅速かつ確実に施工を行うことができることから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号に基づき、特命随意契約を行う。
8	令和4年度第1-31号	北山田町他配水管更新工事	草津市北山田町他	水道施設	草津市管工事協同組合	草津市草津三丁目10番19号	配水管更新工事 L=115m	30,800,000 円	令和4年10月3日 ~ 令和4年11月25日	北山田町において発生した配水管漏水事故について、当初別途契約締結している上水道給配水施設修繕等業務にて修繕対応を行うこととしていた。しかしながら、掘削したところ、漏水が発生している配水管が保護コンクリートで覆われているため、応急的な止水ができないことが判明した。このことから、配水管を新たに設置し、ストッパーを用いて漏水箇所を断水することにより止水を図る工法へ変更する必要がある。本案件については、市民生活への影響の大きさを考慮し、一刻も早く止水する必要があるため、市内業者14社にて組織され緊急時に人員や材料を早急に手配できる体制が構築されており、かつ現場の事故状況を熟知していることから、草津市管工事協同組合と地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号に基づき、特命随意契約を行う。
9	令和4年度第1-32号	草津市営火葬場火葬炉修繕(その2)	草津市東草津四丁目	機械器具設置	邦英商興株式会社	名古屋市中区志賀町一丁目18番	①火葬炉火格子煉瓦積替(1、3号炉) ②火葬炉全体積替(2号炉) ③バーナー部品取替え ④化粧扉修繕	9,460,000 円	令和4年11月30日 ~ 令和5年2月28日	草津市営火葬場は竣工から40年以上経過しており、定期点検による維持修繕および計画的な消耗機材の取換え等により安全を確保し、日々の火葬業務が滞りなく遂行できるように努めている。火葬炉に使用されている各部品は、一般向けに販売されていないオーダーメイド品であり、特に火葬炉内の耐火煉瓦は、品質改良や実験を繰り返して、本市の火葬炉専用に製造されている物である。その図面や製造方法は耐火煉瓦製造業者と見積依頼業者のみが保有しており、耐火煉瓦の他社への供給は行っておらず、本市の火葬炉の規格に合わない煉瓦を使用すると、既存煉瓦から連鎖して火葬炉本体が崩壊し、火葬業務の停止につながるおそれがある。また、本修繕は、既設の設備や関連機器と密接に関わっており、本修繕を行う者は本市の火葬設備全体を詳細に把握している必要がある。以上の要件を満たすのは、火葬炉や部品の図面等の技術的資料を所持し、火葬設備や設置当初の知識を十分に有する見積依頼業者のみであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特命随意契約を行う。
10	令和4年度第1-39号	草津小学校空調緊急修繕	草津市草津三丁目	管	草津市管工事協同組合	草津市草津三丁目10番19号	草津小学校の空調機器修繕	1,782,550 円	令和4年12月16日 ~ 令和5年1月31日	当該空調機は平成23年から普通教室、特別教室に各学校にて一斉設置しており、設置から約11年以上経過していることから、老朽化により次々と部品の一部が故障している。児童生徒の健康を第一に考え、現在は空き教室の状況から低学年のみを緊急的に空調設備が正常に稼働している教室へ移動(避難)し、学校運営をしているが、このような対応にも限界があり、健全な学校運営に著しく影響を及ぼしていることから、一刻も早い復旧が求められ、冬休み中に準備・施工を行い冬休み後には児童生徒の健康を考慮し、稼働させる必要があることから、市内管工事業者によって組織された草津市管工事組合を相手方とし地方自治法施行令第107条の2第1項第5号の規定に基づき、特命随意契約を行う。
11	令和4年度第1-40号	西渋川二丁目配水管更新工事	草津市西渋川二丁目	水道施設	草津市管工事協同組合	草津市草津三丁目10番19号	配水管更新工事 L=120m	2,808,331 円	令和4年12月8日 ~ 令和5年2月10日	県道大津能登川長浜線における葉山川橋の水管橋にて、橋梁内部の鞘管内から漏水が発生した。応急対応として水管橋後にストッパーを設置し、水圧を常時監視しながら閉栓することで漏水箇所を断水し、止水を図ることとした。ストッパーの閉栓後、葉山川橋北側に位置する住宅地において、水圧の急激な低下が確認された。原因は閉栓に伴う流量減少によるものであり、漏水箇所を止水するためには配水管を新たに設置し流量を確保した上で断水する必要がある。本案件については、水管橋からの漏水を一刻も早く止めるため、可及的速やかに配水管を設置する必要がある。人員や資材の手配等を迅速に行うことができることや漏水等の不測の事態が発生した際に必要人数を常時動員できる組織力を有していることから、草津市管工事協同組合と地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号に基づき、特命随意契約を行う。